

# 事務処理問題に関する全庁的な自主調査報告書の概要

## 1 調査の概要

○会計検査の過程で、需用費について不適正な経理処理が判明したことを受けて、庁内に事務処理問題調査委員会（委員長：総務部長）を設置し、事務処理問題外部調査委員会（委員長：小島峰雄弁護士）の助言、検証等を受けながら調査を実施

○調査の内容

〔対象経費〕 需用費（消耗品費、印刷製本費）

〔対象機関〕 すべての本庁各課室および出先機関（213所属）

〔対象年度〕 平成15年度～平成21年度（8月末まで）

〔調査方法〕

①業者に対する書面調査： 取引実績のあったすべての業者（501社）を対象

②経理担当職員等への聞き取り調査： 所属長等が529人の担当職員に面談

③業者の帳簿との突合調査： 不適正経理が確認された業者（59社）の帳簿と突合

〔その他〕

・賃金、旅費については会計検査において支出自体に不適正なものは指摘されていないが、会計検査の対象と同じ農林水産省および国土交通省所管の国庫補助事業について、平成21年8月末までの支払について補助の対象外となる支出の有無を調査

〔委員会の実施状況〕

・事務処理問題調査委員会 7回

・事務処理問題外部調査委員会 5回 ※委員による現地調査（8所属）も実施

## 2 調査結果

### ① 需用費

〔単位：千円。（）は国庫額で内数〕

区分	預け金 ①	一括払 ②	差替え ③	小計 ①+②+③	翌年度 納入④	前年度 納入⑤	小計 ④+⑤	合計
会計検査院 による指摘	29,071 (14,887)	29,409 (16,034)	3,832 (2,077)	62,312 (32,999)	27,565 (15,212)	2,692 (1,397)	30,257 (16,610)	92,570 (49,609)
県による 自主調査	34,190 (8,030)	43,102 (3,334)	21,881 (1,897)	99,173 (13,260)	199,660 (20,874)	12,077 (920)	211,737 (21,793)	310,910 (35,053)
合計	63,261 (22,917)	72,511 (19,368)	25,714 (3,974)	161,486 (46,259)	227,225 (36,086)	14,769 (2,317)	241,995 (38,403)	403,480 (84,662)
構成比	15.7%	18.0%	6.4%	40.0%	56.3%	3.7%	60.0%	100.0%
うち消耗品費	59,198	70,911	22,109	152,219	71,363	9,788	81,151	233,370
うち印刷製本費	4,063	1,600	3,604	9,267	155,862	4,981	160,844	170,110

※千円未満の端数はそれぞれ四捨五入しているため各項目の合計値が合計(小計)欄の数値と合わない場合がある

○自主調査により不適正な経理処理が判明した総額は310,910千円。会計検査院による指摘額と合わせると403,480千円であり、211所属で確認された。

○会計検査および自主調査のいずれにおいても、私的流用は確認されなかった。

- 態様別では、契約した内容と同じ物品が納品されているが納品された年度の予算で支払われていない「翌年度納入」、「前年度納入」が6割を占めている。特に、「翌年度納入」の大半が印刷製本費であり、制度的に支払が認められている4月までには、ほとんどが納品されていた。
- 契約した内容とは異なる物品が納入されていた「預け金」、「一括払」、「差替え」の合計は、161,486千円。
- 部局別では、公共事業を所管する農林水産部、土木部で46.9%。次に、学校、文化施設等の多くの出先機関を有する教育庁(19.4%)となっている。
- 不適正な経理処理により取得した物品のうち、公金の支出として不適当なものが687千円、公務に必要であるが保管状況が確認できない備品が238千円確認された。

## ② 賃金、旅費

- 賃金では、国庫補助事業を行っていない部署の臨時職員への支払など補助の対象外となる支出が14,349千円確認された。
- 旅費では、開通式への参加、県単独事業の工事検査等への出張旅費の支払など補助の対象外となる支出が5,874千円確認された。
- 賃金、旅費を合わせた会計検査院指摘額との合計額は79,721千円(うち国庫額45,014千円)。
- 実態のない雇用や出張など、支出自体に不適正なものはなかった。

## 3 不適正な経理処理の発生原因

### ① 職員の意識に関するもの

- ・予算は使い切らなければならないという意識があった。
- ・業務上必要な物品を購入するのであれば、法令や規則に従わなくてもある程度許されるといった誤った意識があった。
- ・印刷物等について、例え納品が翌年度になっても出納整理期間の4月までに納品されるのであれば問題ないという意識が強かった。

### ② 物品の調達・管理および検査・指導体制に関するもの

- ・契約、納品検査、支払という事務処理が、同一職員によって行われているが多かった。
- ・出納機関の検査において、納品書や現物の確認をせず、支出関係書類の審査に終始していた。

### ③ 予算執行等に関するもの

- ・出先機関への予算配当が年度末間際にも行われ、年度内に執行が完了できなかった。
- ・予算の流用や繰越に関する知識不足や手続きが煩雑などの理由で、必要な手続きがとられていなかった。

### ④ 国庫補助制度に関するもの

- ・補助金の交付時期の遅れにより年度末執行が多くなっていた。
- ・補助の対象内外の判断基準が明確でないことから、合理的、効率的な予算執行が難しい。
- ・不用額が見込まれる場合であっても、交付決定された金額の減額や返還が受け入れられにくい実情があることから、使い切りにつながっていた。

## 4 再発防止策

- ① 職員の意識改革の徹底
  - ・すべての職員を対象とした公務員倫理に関する研修等の実施
  - ・「コンプライアンス推進会議」の設置など、コンプライアンス推進体制の整備
  - ・弁護士による外部窓口の設置など、通報制度の充実強化
  - ・今後、不適正な経理処理に関わった職員に対する厳正な処分の実施
- ② 物品調達および検査・指導体制の充実、強化
  - ・物品を集中的に調達する部門を設置し、県内各地区に用品の交付と検査を行う拠点の設置
  - ・検査職員は契約事務担当者とは別の職員を任命するなど、納品検査体制の見直し
- ③ 予算執行等の見直し
  - ・事務費の節減額に応じて翌年度予算に加算するシステムの導入
  - ・各所属で流用できる経費を一定額以下の備品購入費に拡大するなど、流用手続きの弾力化
  - ・やむを得ない事情により年度内に納品できない場合の繰越制度の活用
- ④ 国への制度改善要請
  - ・国に対し、交付決定の迅速化や補助対象基準の明確化・弾力化、不用額の返還手続き等の改善を要請

## 5 職員の処分に関する基本的方針

- 特別職においては、責任を明らかにするため、知事、副知事、教育長、代表監査委員の給料を減額〔知事：30/100 3月、副知事、教育長、代表監査委員：10/100 3月〕
- 不適正な経理処理に関係した職員だけでなく、管理監督者に対し職責を重視して厳正に対処
  - 〔一般職〕 ①管理部門および監査部門の監督職員  
平成 15～21 年度の間管理部門、監査部門の管理職員について、戒告
  - ②不適正な経理処理に関係した職員

区 分	処分基準	
	管理監督者	当事者
預け金、一括払、差替えに関与した職員	戒 告	書面訓戒
翌年度納入、前年度納入に関与した職員	口頭訓戒	嚴重注意
公金の支出として不適切な物品購入に関与した職員	戒 告	書面訓戒

## 6 職員による返還

〔基本的考え方〕

- ・「預け金」、「一括払」、「差替え」の 11.05%（物品購入に係る予定価格と落札額の差の平均）
- ・公金の支出として不適切な物品および公費での購入が可能だが保管が不適切なため所在が判明できない物品等の取得額全額
- ・上記県費負担額に係る利息相当額（1.73%（県債発行利率の平均）により計算した額）
- ・国庫返還金に係る加算金等の全額
- ・今回の自主調査に要した事務経費（委員会経費、コピー代、超過勤務手当等）

〔返還の総額〕 8千3百万円程度 ※今後の国庫返還金に係る国との協議等により変更の可能性あり